

# 北九州市公報

発行所  
北九州市小倉北区内1番1号  
北九州市役所

## 目次

### ◇ 公 告

ページ

- 北九州広域都市計画の変更案の縦覧（4件）【都市戦略局計画部都市計画課】

2

北九州市公告第640号

都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）第21条第2項において準用する法第19条第1項の規定により北九州広域都市計画を変更するので、法第21条第2項において準用する法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該都市計画の変更案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の変更案について意見のある住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに北九州市長に意見書を提出することができる。

令和6年9月3日

北九州市長 武内和久

1 都市計画の種類

区域区分

2 都市計画の変更に係る土地の区域

区	区域
門司区	青葉台、奥田二丁目、奥田四丁目、奥田五丁目、大久保三丁目、大字小森江、大字大里、大字田野浦、大字恒見、大字門司、上本町、吉志四丁目、吉志七丁目、旧門司一丁目、旧門司二丁目、清滝四丁目、清滝五丁目、清見二丁目、清見三丁目、清見四丁目、庄司町、白野江三丁目、寺内五丁目、新開、田野浦二丁目、田野浦三丁目、大里戸ノ上四丁目、大里桃山町、恒見町、鳴竹一丁目、鳴竹二丁目、長谷一丁目、長谷二丁目、西新町二丁目、畑田町、羽山二丁目、光町一丁目、光町二丁目、東門司二丁目、不老町一丁目、不老町二丁目、丸山一丁目及び柳町四丁目の各一部
小倉北区	赤坂四丁目、泉台四丁目、大字足原、大字富野、霧ヶ丘二丁目、小文字一丁目、小文字二丁目、須賀町、高尾二丁目、常盤町、富野台及び南丘三丁目の各一部
小倉南区	安部山、大字徳力、大字湯川、長行東一丁目、蒲生二丁目、葛原高松二丁目、志井三丁目、徳力七丁目及び湯川四丁目の各一部
若松区	赤島町、大谷町、大池町、大字小石、大字修多羅、大字畠田、大字藤木、小石本村町、小糸町、新大谷町、修多羅三丁目、童子丸町、童子丸二丁目、中畑町、白山三丁目、畠田一丁目、畠田二丁目、畑谷町、古前一丁目、古

	前二丁目、宮丸一丁目、山手町、山ノ堂町及び和田町の各一部
八幡東区	大平町、大蔵三丁目、大谷二丁目、大字大蔵、大字尾倉、大字小熊野、大字前田、勝山一丁目、勝山二丁目、神山町、清田一丁目、清田四丁目、景勝町、山路一丁目、山路二丁目、山路松尾町、末広町、槻田一丁目、中尾一丁目、中尾二丁目、中尾三丁目、西台良町、西丸山町、羽衣町、花尾町、東台良町、東丸山町、帆柱三丁目、帆柱四丁目、帆柱五丁目、松尾町及び豊町の各一部
八幡西区	石坂一丁目、石坂二丁目、市瀬二丁目、市瀬三丁目、大字小嶺、大字藤田、上上津役六丁目、小嶺三丁目、小嶺台一丁目、小嶺台三丁目、鳴水町、町上津役東三丁目及び元城町の各一部
戸畑区	牧山四丁目及び牧山五丁目の各一部

### 3 都市計画の変更案の縦覧場所

- (1) 北九州市小倉北区内1番1号  
北九州市都市戦略局計画部都市計画課
- (2) 北九州市門司区清滝一丁目1番1号  
門司区役所コミュニティ支援課
- (3) 北九州市小倉北区大手町1番1号  
小倉北区役所コミュニティ支援課
- (4) 北九州市小倉南区若園五丁目1番2号  
小倉南区役所コミュニティ支援課
- (5) 北九州市若松区浜町一丁目1番1号  
若松区役所コミュニティ支援課
- (6) 北九州市八幡東区中央一丁目1番1号  
八幡東区役所コミュニティ支援課
- (7) 北九州市八幡西区黒崎三丁目15番3号  
八幡西区役所コミュニティ支援課
- (8) 北九州市戸畑区千防一丁目1番1号  
戸畑区役所コミュニティ支援課

### 4 縦覧期間

この公告の日から令和6年9月17日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前8時30分から午後5時15分まで

## 5 意見書の提出要領

当該都市計画の変更案について意見書を提出しようとする者は、意見をできるだけ具体的に記載した文書を、令和6年9月17日までに上記縦覧場所又は北九州市市民センター条例（平成6年北九州市条例第49号）別表第1に規定する市民センターに到着するように提出すること。

北九州市公告第641号

都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）第21条第2項において準用する法第19条第1項の規定により北九州広域都市計画を変更するので、法第21条第2項において準用する法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該都市計画の変更案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の変更案について意見のある住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに北九州市長に意見書を提出することができる。

令和6年9月3日

北九州市長 武内和久

1 都市計画の種類

用途地域

2 都市計画の変更に係る土地の区域

区	区域
門司区	青葉台、奥田二丁目、奥田四丁目、奥田五丁目、大久保三丁目、大字小森江、大字大里、大字田野浦、大字恒見、大字門司、上本町、吉志四丁目、吉志七丁目、旧門司一丁目、旧門司二丁目、清滝四丁目、清滝五丁目、清見二丁目、清見三丁目、清見四丁目、庄司町、白野江三丁目、寺内五丁目、新開、田野浦二丁目、田野浦三丁目、大里戸ノ上四丁目、大里桃山町、恒見町、鳴竹一丁目、鳴竹二丁目、長谷一丁目、長谷二丁目、西新町二丁目、畑田町、羽山二丁目、光町一丁目、光町二丁目、東門司二丁目、不老町一丁目、不老町二丁目、丸山一丁目及び柳町四丁目の各一部
小倉北区	赤坂四丁目、泉台四丁目、大字足原、大字富野、霧ヶ丘二丁目、小文字一丁目、小文字二丁目、須賀町、高尾二丁目、常盤町、富野台及び南丘三丁目の各一部
小倉南区	安部山、大字徳力、大字湯川、長行東一丁目、蒲生二丁目、葛原高松二丁目、志井三丁目、徳力七丁目及び湯川四丁目の各一部
若松区	赤島町、大谷町、大池町、大字小石、大字修多羅、大字畠田、大字藤木、小石本村町、小糸町、新大谷町、修多羅三丁目、童子丸町、童子丸二丁目、中畑町、白山三丁目、畠田一丁目、畠田二丁目、畑谷町、古前一丁目、古

	前二丁目、宮丸一丁目、山手町、山ノ堂町及び和田町の各一部
八幡東区	大平町、大蔵三丁目、大谷二丁目、大字大蔵、大字尾倉、大字小熊野、大字前田、勝山一丁目、勝山二丁目、神山町、清田一丁目、清田四丁目、景勝町、山路一丁目、山路二丁目、山路松尾町、末広町、槻田一丁目、中尾一丁目、中尾二丁目、中尾三丁目、西台良町、西丸山町、羽衣町、花尾町、東台良町、東丸山町、帆柱三丁目、帆柱四丁目、帆柱五丁目、松尾町及び豊町の各一部
八幡西区	石坂一丁目、石坂二丁目、市瀬二丁目、市瀬三丁目、大字小嶺、大字藤田、上上津役六丁目、小嶺三丁目、小嶺台一丁目、小嶺台三丁目、鳴水町、町上津役東三丁目及び元城町の各一部
戸畑区	牧山四丁目及び牧山五丁目の各一部

### 3 都市計画の変更案の縦覧場所

- (1) 北九州市小倉北区城内1番1号  
北九州市都市戦略局計画部都市計画課
- (2) 北九州市門司区清滝一丁目1番1号  
門司区役所コミュニティ支援課
- (3) 北九州市小倉北区大手町1番1号  
小倉北区役所コミュニティ支援課
- (4) 北九州市小倉南区若園五丁目1番2号  
小倉南区役所コミュニティ支援課
- (5) 北九州市若松区浜町一丁目1番1号  
若松区役所コミュニティ支援課
- (6) 北九州市八幡東区中央一丁目1番1号  
八幡東区役所コミュニティ支援課
- (7) 北九州市八幡西区黒崎三丁目15番3号  
八幡西区役所コミュニティ支援課
- (8) 北九州市戸畑区千防一丁目1番1号  
戸畑区役所コミュニティ支援課

### 4 縦覧期間

この公告の日から令和6年9月17日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前8時30分から午後5時15分まで

## 5 意見書の提出要領

当該都市計画の変更案について意見書を提出しようとする者は、意見をできるだけ具体的に記載した文書を、令和6年9月17日までに上記縦覧場所又は北九州市市民センター条例（平成6年北九州市条例第49号）別表第1に規定する市民センターに到着するように提出すること。

## 北九州市公告第642号

都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）第21条第2項において準用する法第19条第1項の規定により北九州広域都市計画を変更するので、法第21条第2項において準用する法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該都市計画の変更案を公衆の縦覧に供する。

なお、住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、縦覧に供された都市計画の変更案について、北九州市に意見書を提出することができる。

令和6年9月3日

北九州市長 武内和久

### 1 都市計画の種類

地区計画

### 2 都市計画の名称及び区域

名称	区域
吉志南地区地区計画	北九州市門司区吉志新町一丁目及び吉志七丁目地内

### 3 都市計画の変更案の縦覧場所

- (1) 北九州市小倉北区内1番1号  
北九州市都市戦略局計画部都市計画課
- (2) 北九州市門司区清滝一丁目1番1号  
門司区役所コミュニティ支援課
- (3) 北九州市小倉北区大手町1番1号  
小倉北区役所コミュニティ支援課
- (4) 北九州市小倉南区若園五丁目1番2号  
小倉南区役所コミュニティ支援課
- (5) 北九州市若松区浜町一丁目1番1号  
若松区役所コミュニティ支援課
- (6) 北九州市八幡東区中央一丁目1番1号  
八幡東区役所コミュニティ支援課
- (7) 北九州市八幡西区黒崎三丁目15番3号  
八幡西区役所コミュニティ支援課
- (8) 北九州市戸畑区千防一丁目1番1号  
戸畑区役所コミュニティ支援課

### 4 縦覧期間

この公告の日から令和6年9月17日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の

毎日午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分まで

## 5 意見書の提出要領

当該都市計画の変更案について意見書を提出しようとする者は、意見をできるだけ具体的に記載した文書を、令和 6 年 9 月 1 7 日までに上記縦覧場所又は北九州市市民センター条例（平成 6 年北九州市条例第 4 9 号）別表第 1 に規定する市民センターに到着するように提出すること。

## 北九州市公告第643号

都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）第21条第2項において準用する法第19条第1項の規定により北九州広域都市計画を変更するので、法第21条第2項において準用する法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該都市計画の変更案を公衆の縦覧に供する。

なお、住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、縦覧に供された都市計画の変更案について、北九州市に意見書を提出することができる。

令和6年9月3日

北九州市長 武内和久

### 1 都市計画の種類

地区計画

### 2 都市計画の名称及び区域

名称	区域
山路松尾町地区地区計画	北九州市八幡東区山路松尾町及び松尾町地内

### 3 都市計画の変更案の縦覧場所

- (1) 北九州市小倉北区内1番1号  
北九州市都市戦略局計画部都市計画課
- (2) 北九州市門司区清滝一丁目1番1号  
門司区役所コミュニティ支援課
- (3) 北九州市小倉北区大手町1番1号  
小倉北区役所コミュニティ支援課
- (4) 北九州市小倉南区若園五丁目1番2号  
小倉南区役所コミュニティ支援課
- (5) 北九州市若松区浜町一丁目1番1号  
若松区役所コミュニティ支援課
- (6) 北九州市八幡東区中央一丁目1番1号  
八幡東区役所コミュニティ支援課
- (7) 北九州市八幡西区黒崎三丁目15番3号  
八幡西区役所コミュニティ支援課
- (8) 北九州市戸畑区千防一丁目1番1号  
戸畑区役所コミュニティ支援課

### 4 縦覧期間

この公告の日から令和6年9月17日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の

毎日午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分まで

## 5 意見書の提出要領

当該都市計画の変更案について意見書を提出しようとする者は、意見をできるだけ具体的に記載した文書を、令和 6 年 9 月 1 7 日までに上記縦覧場所又は北九州市市民センター条例（平成 6 年北九州市条例第 4 9 号）別表第 1 に規定する市民センターに到着するように提出すること。